

通信2

「人としての尊厳を取り戻す闘い」を支援する会

第二回口頭弁論：12月10日10時30分から、鳥取地方裁判所

精神しょうがい者の女性（橋本さん）に対する人権侵害事件の裁判が、いよいよ実質的な審議に入ります。被告側（特定・特別医療法人明和会医療センター改め社会医療法人明和会医療福祉センター、独立行政法人国立病院機構及び医師・松島嘉彦）には、今のところ、自分たちの冒した人権侵害に対しての自覚、認識が希薄だと思われます。

この裁判は、橋本さん独りの問題ではありません。精神しょうがい者に対する現行医療制度の不備、医療現場に関わる治療者の傲慢な認識、それを許している医療機関の杜撰さなどが問われる裁判です。一精神しょうがい者の問題に矮小化させないためにも、多くの人がこの裁判に関心を持つことが大事です。

一人でも多くの人に、この裁判に関心を寄せ、傍聴に来て欲しいと思います。ひとりひとりが周囲の人を誘い、裁判所に足を運ばれることを期待しお願いします。

裁判 審議始まる

8月4日、橋本さんによって鳥取地方裁判所に提訴された裁判の最初の法廷、第一回口頭弁論が、去る10月14日、鳥取地方裁判所31号法廷にて、開かれました。

本件において、原告（橋本さん）は、8月4日の訴状提出と同時に、独立行政法人国立病院機構鳥取医療センターに対しての証拠保全の申し立てを行っており、鳥取地裁はその申し立てを理由あるものと認め、決定を出しました。その決定に従って、証拠保全が行われたのは、去る9月4日のことでした。本件のように、提訴後、証拠保全を行う場合、その当日まで被告側には提訴の事実には伏せられます。つまり、両被告が訴えられたと知った（訴状が送達された）のは、9月4日ということになります。

その後、第一回口頭弁論の期日が10月14日と決定しましたが、被告はこの期日の原則1週間前までに「答弁書」を提出することとされています。両被告から答弁書が出されたのは、独立行政法人国立病院機構鳥取医療センターが10月3日、社会医療法人明和会医療福祉センターが10月9日のことでした。

当然予測されたことではありますが、いずれの答弁書も、『原告の請求を棄却する』というもので、これは、被告側は全面的に争う意志であるということです。また、橋本さん側は訴状において、被告らに連帯して賠償することを請求していますが、両被告が各々別の代理人を立て、別々に答弁書を提出したことから、今後、両被告がそれぞれに展開してくる答弁に対して、慎重に対処する必要があるでしょう。

そもそも第一回口頭弁論とは、原告、被告の双方に、事前に提出されている訴状、答弁書のとおり、裁判官が『陳述しますか』と確認するといった、至って形式的なものであるのが通例です。本件第一回口頭弁論当日、鳥取地裁31号法廷には、原告（橋本さん）と原告代理人（大田原弁護士）は、揃って出廷しましたが、橋本さんに人権侵害を行った被告の内、社会医療法人明和会医療福祉センター（理事長 渡辺憲）の方は、弁護人一人が出廷したのみで、もう一方の、独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター及び医師・松島嘉彦側に至っては、弁護人すら出廷しませんでした。もっともその旨（擬制陳述）は、答弁書に記されており、更に「次回期日以降は電話会議の方法による弁論準備手続きを希望する」とまでありました。このことから、いかに被告側が、本訴訟を軽んじており、重大な人権侵害事件であるという自覚もなく臨んでいるかがうかがい知れると考えます。

当然、橋本さん側としては、このような希望を受け入れることはできず、原告代理人（太田原弁護士）は、本訴訟が、原告個人のみならず、広く精神しょうがい者の人権に関わるという側面から社会的重大事であることを主張し、次回以降も、弁論準備ではなく公開の場である法廷での口頭弁論という形で期日を制定して頂きたい旨を強く判事に要請しました。その結果、次回以降、口頭弁論の形で続行することが、決定されました。

マスコミ関係も関心を寄せ、朝日新聞社、読売新聞社、日本海新聞社の3社が傍聴に来ていました。裁判終了後、この3社の記者さん達に、橋本さん本人も取材を受け、こちらの資料（「通信1」）も渡し、この裁判の問題点を説明しておきました。裁判の進行に合わせて、順次この事件の詳細も明らかにされていくでしょう。

人権侵害事件

被告側が、裁判の中で、精神医療に関する医学的論争に持つていこうとする意図は、特定・特別医療法人明和会の弁護人によって提出された、簡単な「答弁書」からも予想されます。しかし、この裁判のポイントは、「ひとりの人間（精神しょうがい者）が、医療現場で『ひと』として扱われなかった人権侵害事件であること」なのです。

裁判を決意した橋本さん自身が、このことを、次のように明確に訴えています。

「その時、私は『ひと』ではなく『もの』に過ぎなかった。医療者たちは当たり前のように私をそう扱った。これは精神医療の現場で『患者保護』の美名の元に公然と行われている、日常的な人権侵害のひとつである。」

裁判の中で争われるべき論点をすり替えさせてはなりません。被告側に、自分たちの冒した人権侵害の事実を認識させ、反省させることこそが、この裁判で求められているのです。そうでないと、精神医療の非人道的実態を変えることにはつながりません。

12月10日10時30分、鳥取地方裁判所に傍聴に来てください。

出来るだけ、多くの人に、この裁判の話をしてください。
一精神しょうがい者の個人的問題に押し込めさせないでください。
人権侵害事件を、密室の中での医学論争に矮小化させないでください。

そのためには、一人でも多くの方に、
鳥取地方裁判所に足を運んでいただきたいのです。

「人としての尊厳を取り戻す闘い」を支援する会・呼びかけ人

<代表> 森島 吉美（広島修道大学 教授）
池内 まどか（社会福祉法人一条協会・高知県 事務局長）
岩田 啓靖（曹洞宗：大寧寺・山口県 住職）
内田 博文（九州大学 教授）
宇都宮 富夫（八幡浜市議会 議員）
江嶋 修作（解放社会学研究所 所長）
大久保 陽一（いのちくらしこども宍粟市民ネットワーク 代表）
金杉 恭子（広島修道大学 准教授）
鐘ヶ江 晴彦（専修大学 教授）
川口 泰司（山口県人権啓発センター 事務局長）
佐々木 理信（浄土宗：真明寺・滋賀県 住職）
志村 哲郎（山口県立大学 教授）
露 新治（落語家）
砥石 信（国連登録NGO 横浜国際人権センター・信州ブランチ 代表）
富田 多恵子（びわこ南部地域部落解放研究会 副会長）
林 力（福岡県人権研究所 顧問）
福岡 安則（埼玉大学 教授）
山崎 典子（浜田べっぴんの会 代表）
山本 真理（全国「精神病」者団体会員・世界精神医療ユーザーサバイバーネットワーク 理事）
若月 好（精神障害者当事者会「きまぐれの会」・鳥取県 民生児童主任）
亘 明志（長崎ウエスレヤン大学 教授）

<連絡先> 「解放社会学研究所」 〒731-3361 広島市安佐北区あさひが丘4-9-7
Tel&Fax 082-838-3736 P C ejima-s@ms11.megaegg.ne.jp